

平成29年度青少年海外派遣研修事業実施要項

公益財団法人花巻国際交流協会

1. 事業の目的

花巻市の将来を担う青少年を海外に派遣し、他国の歴史、文化、習慣等に触れることによって、広い視野と洗練された国際感覚を身につけ、国際社会から信頼される人間形成の一助とすることを目的とする。

2. 事業実施主体

この事業は、(公財)花巻国際交流協会が主催し、花巻市、花巻市教育委員会の共催により実施する。

3. 事業内容

(1) 派遣先と時期 (現地と調整により日程等の内容が若干変更となる場合がある)

①ホットスプリングス市 (アメリカ合衆国アーカンソー州)・姉妹都市
平成29年11月3日(金) ~ 11月12日(日) (10日間)

②ベルンドルフ市 (オーストリア共和国ニーダーエスタライヒ州)・友好都市
平成29年11月5日(日) ~ 11月14日(火) (10日間)

③ラットランド市 (アメリカ合衆国バーモント州)・姉妹都市
平成29年10月31日(火) ~ 11月9日(木) (10日間)

④クリントン村 (アメリカ合衆国ウィスコンシン州)・交流都市
平成29年10月31日(火) ~ 11月8日(水) (9日間)

(2) 派遣人員

ホットスプリングス市・ベルンドルフ市・ラットランド市・クリントン村に各々市内中学生6名、計24名

(3) 研修内容

ホームステイや通学体験等を通じ、現地の言語や文化に直接触れることで他国についての理解を深め、国際的な視野を広げるとともに、自国の文化等を紹介しながら積極的に交流を図り、相互理解を深める。

4. 応募の資格

- ①花巻市に住所を有する中学2年生で、次の要件を満たし学校長の推薦を得た者であること。
- ②派遣の経験を活かして成長が期待でき、将来社会に貢献できる人材であること。
- ③コミュニケーションをとるのに十分な英語力を有すること。
- ④派遣後は花巻市及び当協会の国際交流活動に協力すること。
- ⑤心身ともに健全で協調性と積極性のある者であって国際的活動に関心があること。
- ⑥明確な目的意識及び研修テーマをもっていること。
- ⑦平成29年度及び平成30年度に当協会または市が受け入れるホームステイ事業を引き受ける意思があること。
- ⑧協会が主催する事前研修と事後研修並びに国際フェアでの報告会や各種報告会に出席すること。
- ⑨合格後であっても応募資格を満たさないことが明らかな場合は合格を取り消すことがある。

5. 手続き

(1) 申し込み

参加を希望する者は、関係書類に必要事項を記載の上、担任を通じ所属学校を
経由して（公財）花巻国際交流協会理事長に提出するものとする。

(2) 提出書類

①参加申込書、保護者の同意書（様式1）

②履歴書（様式2）

③志望理由書（様式3）

※必ず応募者本人の考えにより、本人の直筆で記載すること。

④学校推薦・評価書（様式4）（担任が評価を記載し所属校長の推薦を得ること）

⑤写真（45mm×35mm）2枚（1枚は履歴書に貼り、その他に1枚提出のこと）

(3) 提出期限

平成29年 5月11日（木）必着

(4) 応募者の選考

選考委員会による一次選考（書類審査）及び二次選考（面接選考）により選考
する。

①一次選考（書類審査）

選考委員会による志望理由書の書類審査結果及び学校評価書をもとに選考する。
全員に、選考結果を通知する。（6月中旬）

②二次選考（面接選考）

日 時 平成29年 7月 1日（土）（学校行事等により変更する場合がある）

※集合時間は二次選考通過者に別途通知する。

場 所 花巻市交流会館 2階 第3会議室

持ち物 受験票、生徒手帳、筆記用具

内 容 一次選考通過者6～7名を1グループとした集団面接を実施。

※日本語での質問に加え、1年生で学習した英語を用いた質疑応答を行う。

※時間厳守のこと。（生徒手帳で本人確認）。

(5) 派遣生徒の決定

一次選考と二次選考の結果を総合し、派遣生徒を決定する。

派遣先の希望は第3希望まで受け付けるものとし、申込み状況により調整する
ものとする。調整方法等は選考委員会において決定する。

派遣生徒の決定は学校長を通じて通知する。（7月上旬）

6. 渡航手続き

渡航に必要な手続き等は、当協会の指定した旅行代理店を通じて行う。その際、
協会の指定した旅行代理店を通じて旅行傷害保険に必ず加入するものとし、保険料は
全額自己負担とする。

※派遣期間中の事故・疾病（インフルエンザ罹患を含む）については、旅行傷害保険
で対応するものとする。

7. 渡航経費(参考)

(1) 旅行会社と調整し決定後連絡。平成 28 年度の渡航経費は下記のとおり。

ホットスプリングス市	<u>204,900 円 (286,000 円)</u>	〔 カッコ内は H27 年度 〕
ベルンドルフ市	<u>216,300 円 (231,000 円)</u>	
ラットランド市	<u>217,100 円 (236,600 円)</u>	
クリントン村	<u>195,100 円 (209,500 円)</u>	

(2) 経費助成

参加者に対し、1人当たりの渡航経費の3分の2以内で当協会が助成する。

※自己負担は経費の約3分の1。(100円未満切り捨て)

(3) 手続き費用

上記の他、旅行手続きに要する経費、旅行傷害保険料等は、参加者が負担する。

(4) 辞退時経費

参加者が研修を辞退した場合、そのための費用は本人が負担するものとする。

(5) 中途帰国経費

参加者がやむを得ない理由で研修中途に帰国した場合は、残余期間を考慮し、本人負担に見合う額を精算するものとする。

8. 事前・事後研修会

事前研修6回、事後研修3回に参加するものとする。

9. 報告書

参加者は帰国後、研修報告書を提出するものとする。

10. 報告会

帰国後、国際フェアでの報告会及び各学校の報告会や合同報告会に出席するものとする。

11. 引率者

(1) 引率者の派遣区分

引率者として各行程に教諭各1名が同行するものとする。

(2) 引率者の決定

教諭の引率者は、別途教育委員会へ推薦を依頼するものとする。引率者は、履歴書(様式5)及び推薦書(様式6)を、所属学校及び教育委員会を経由して提出するものとする。引率者は、教育委員会の推薦により、選考委員会で決定する。

(3) その他

引率者も派遣先でホームステイするものとする。また、協会が主催する受入事業の際は、ホームステイを積極的に引き受けるものとする。

12. その他

- ・本事業は、天変地異・政治情勢等によりやむを得ず中止する場合がある。
- ・この要項に定めるものの他、本事業の実施に必要な事項は選考委員会、及び(公財)花巻国際交流協会決定する。